

**鳥取県告示第212号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成24年3月30日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
郡家鹿野気高線	鳥取市気高町勝見字要害谷785地先から同市気高町北浜二丁目200地先まで	平成24年3月30日
上井北条線	倉吉市上井町一丁目1-4地先から同市上井字宮ヶ坪75-14地先まで	〃